

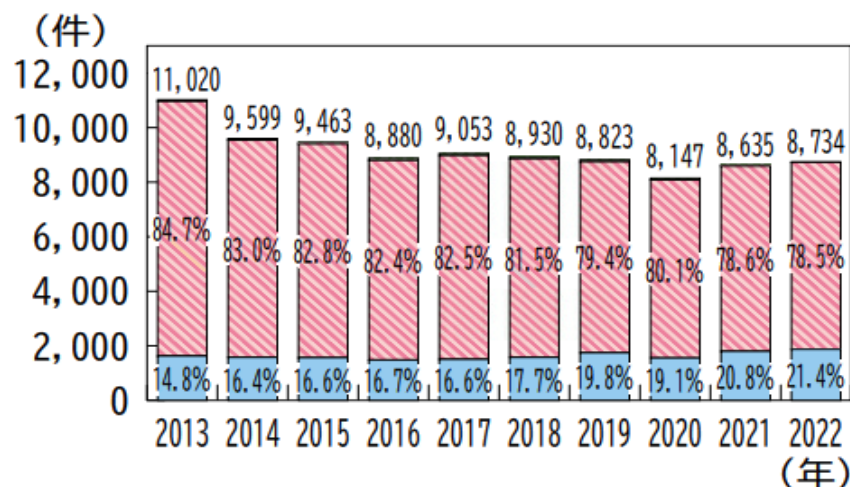
令和 5 年度
高齢消費者・障がい消費者
見守りネットワーク連絡協議会
～最近の消費者行政の動向～

令和 5 年10月
消費者庁地方協力課

近年の高齢者・障がい者等の消費生活相談について（推移）

図表 I-2-2-29

認知症等の高齢者の消費生活相談件数の推移

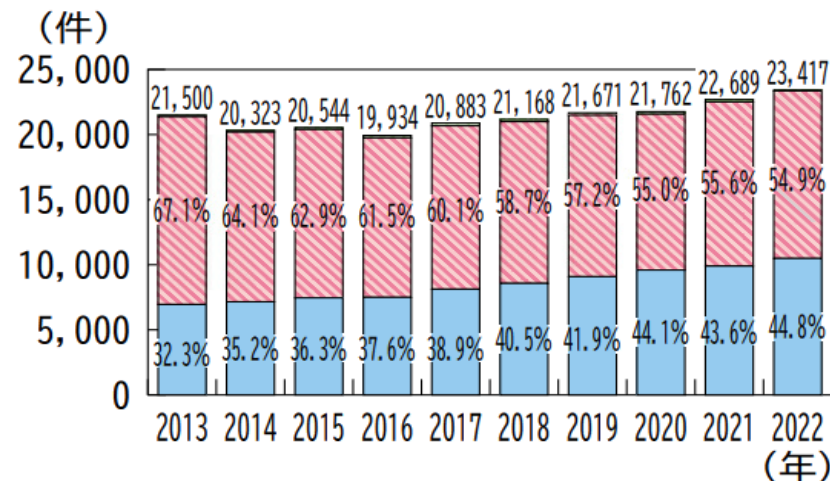


■ 無回答（未入力）
■ 契約者が相談者と異なる
■ 契約者が相談者と同じ

- （備考） 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2023年3月31日までの登録分）。
2. 契約当事者が65歳以上の「判断不十分者契約」に関する相談。

図表 I-1-3-9

障害者等の消費生活相談件数の推移



■ 無回答（未入力）
■ 契約者が相談者と異なる
■ 契約者が相談者と同じ

- （備考） 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2023年3月31日までの登録分）。
2. 「心身障害者関連」又は「判断不十分者契約」に関する相談。

（出典）令和5年版消費者白書P81・P22

近年の高齢者・障がい者等の消費生活相談について（特徴）

高齢者は、現在や将来への不安や心配、加齢に伴う認知機能の低下や認知症、デジタルデバイドやデジタルリテラシーの課題等といった、高齢者によくみられる性質により、消費者トラブルに巻き込まれやすくなるおそれがあると考えられます。

※デジタルデバイド・インターネットなど情報通信技術を使える人と使えない人との間に生じる情報格差

※デジタルリテラシー・デジタル技術を理解して適切に活用するスキル

「健康に関する意識や不安」によって、消費者トラブルに巻き込まれるおそれがある

「将来への不安」につけ込むような勧誘に巻き込まれるおそれがある

「孤独や孤立」は消費者被害の表面化を妨げるおそれがある

購入前の調査を十分に行わない傾向がみられ、消費者トラブルに巻き込まれるおそれがある

（出典）令和5年版消費者白書P80

近年の高齢者・障がい者等の消費生活相談について（特徴）

障がい者等※の消費生活相談は、本人から相談が寄せられる割合は約4割という状況であり、消費生活相談全体では約8割であるのに比べて割合が低くなっています。

⇒**本人以外から寄せられる場合が多くあります。**

（本人は被害に遭っていることに気付きにくいといえます。）

※トラブルの当事者に心身障害がある又は判断能力が不十分な方々であると消費生活センター等が判断したもの。

具体的な相談事例としては、

「知的障害がある兄がスマートフォンのオンラインゲームで高額な課金をしてしまった」、

「精神的な病気の母が展示会に行き、ショッピングローンで高額なネックレスを買ったことが発覚した」等、

判断力の不足や契約内容への理解不足につけ込まれてトラブルになっていると思われるケースがみられます。

（出典）令和5年版消費者白書P24

近年の高齢者・障がい者等の消費生活相談について（特徴）

図表 I-2-2-32

認知症等の高齢者の消費生活相談の商品・サービス別上位件数（年齢区分別・2022年）

65-74歳			75-84歳			85歳以上		
順位	商品・サービス	件数	順位	商品・サービス	件数	順位	商品・サービス	件数
	総件数	1,093		総件数	4,109		総件数	3,532
1	商品一般	70	1	他の健康食品	312	1	他の健康食品	324
2	フリーローン・サラ金	59	2	新聞	265	2	新聞	288
3	他の健康食品	54	3	商品一般	220	3	商品一般	170
4	携帯電話サービス	52	4	健康食品（全般）	147	4	魚介類（全般）	148
5	屋根工事	32	5	屋根工事	138	5	健康食品（全般）	139
6	新聞	28	6	魚介類（全般）	134	6	屋根工事	124
6	出会い系サイト・アプリ	28	7	携帯電話サービス	121	7	役務その他サービス	95
8	健康食品（全般）	27	8	修理サービス	116	8	修理サービス	89
9	修理サービス	25	9	役務その他サービス	96	9	携帯電話サービス	55
10	光ファイバー	24	10	光ファイバー	58	10	かに	42
10	役務その他サービス	24						

黄緑色：健康食品

黄色：新聞

紫色：住宅修理に関するもの

青色：魚介類

- （備考） 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2023年3月31日までの登録分）。
 2. 契約当事者が65歳以上の「判断不十分者契約」に関する相談。
 3. 品目は商品キーワード（下位）。
 4. 色分けは相談内容の傾向を消費者庁で分類したもの。

（出典）令和5年版消費者白書P82

○「判断不十分者契約」の相談内容の傾向

年齢層別の特徴としては、70歳代では「キャッシング」、「信販会社」といった借金やクレジットでの契約に関連する単語がみられ、80歳代及び90歳代では「新聞」、「工事」といった高齢者が電話や訪問販売で勧誘されることの多い契約に関連する単語がみられました。

（備考）消費者庁新未来創造本部・国際消費者政策研究センター 高齢者の認知機能障害に応じた消費者トラブルと対応策の検討に関する研究より

消費者行政の展開（消費者基本計画）

第4期消費者基本計画（2020年～2024年度までの5か年計画）

図表Ⅱ-1-1-1 消費者基本計画工程表（令和4年6月15日改定）の構成

I 消費者被害の防止	II 消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の促進	III 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応	IV 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施	V 消費者行政を推進するための体制整備
(1)消費者の安全の確保 (2)取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保 (3)ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進 (4)消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備	(1)食品ロスの削減等に資する消費者と事業者との連携・協働 (2)環境の保全に資する消費者と事業者との連携・協働 (3)その他の持続可能な社会の形成に資する消費者と事業者との連携・協働 (4)事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進	(1)「新しい生活様式」の実践や災害時に係る消費者問題への対応 (2)デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立 (3)消費生活のグローバル化の進展への対応	(1)消費者教育の推進 (2)消費者政策に関する啓発活動の推進	(1)消費者の意見の反映と消費者政策の透明性の確保 (2)国等における体制整備 (3)地方における体制整備

2023年度に改定する工程表においては、2022年度の工程表にある施策の中から重点施策を選定し、EBPMの徹底の観点からKPIの充実等を図った上で、施策の進捗状況を検証（令和5年6月13日工程表改定）

「Ⅰ 消費者被害の防止」
高齢者等のほか、地域社会から孤立した消費者や、電子商取引に不慣れで一時的にぜい弱な状態となる消費者の増加等、消費者の多様化が進んでいます。



- 特定商取引法等の厳格な法執行を推進
- 景品表示法等の厳格な執行や必要な制度見直し
- 食品表示制度の適切な運用 等

(参考 1) 消費者行政の展開 (特定商取引法等の改正)

特定商取引法・預託法等の改正及び施行に向けた取組

図表Ⅱ-1-2-4

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の概要

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対する抜本的な対策強化、新たな日常における社会経済情勢等の変化への対応のため、特定商取引法・預託法等の改正による制度改革によって、消費者被害の防止・取引の公正を図る。

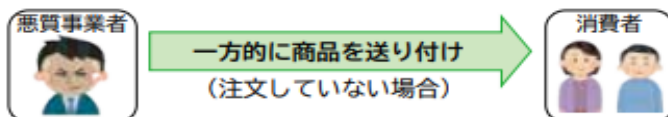
特定商取引法の主な改正内容

1 通販の「詐欺的な定期購入商法」対策

- 定期購入でないと誤認させる表示等に対する直罰化
- 上記の表示によって申込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設
- 通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止
- 上記の誤認させる表示や解除の妨害等を適格消費者団体の差止請求の対象に追加

2 送り付け商法対策

- 売買契約に基づかないで送付された商品について、送付した事業者が返還請求できない規定の整備等（改正前は消費者が14日間保管後処分等が可能→改正後は直ちに処分等が可能に）



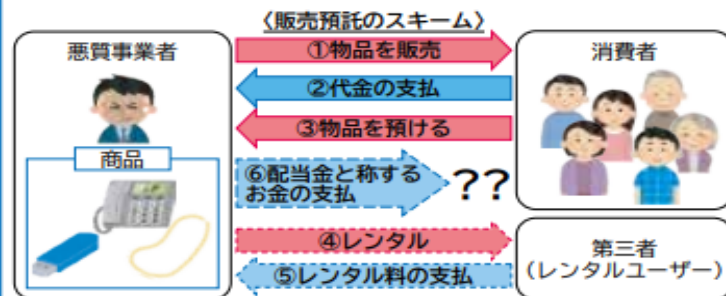
3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

- 消費者からのクーリング・オフの通知について、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に（預託法も同様）
- 事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法（電子メールの送付等）で行うことを可能に（預託法も同様）
- 外国執行当局に対する情報提供制度の創設（預託法も同様）
- 行政処分の強化等

預託法の主な改正内容

1 販売預託の原則禁止

- 販売を伴う預託等取引を原則禁止とし、罰則を規定
 - 原則禁止の対象となる契約を民事的に無効とする制度の創設
- ※ 預託等取引契約：3か月以上の期間にわたり物品の預託を受けること及び当該預託に関し財産上の利益の供与を約するもの
- ※ 例外的に認める場合には、厳格な手続の下、消費者庁が個別に確認



※ レンタルの実績や運用による利益はない。
※ 預かったとされる物品がほとんどない。

2 預託法の対象範囲の拡大

- 現行の預託法の対象の限定列举の廃止→全ての物品等を対象に

3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

- 行政処分の強化等

消費者裁判手続特例法の改正内容

被害回復裁判に資するために、特定適格消費者団体に対し、特定商取引法及び預託法の行政処分に関して作成した書類の提供を可能に

（参考 2）消費者行政の展開（靈感商法と法改正）

消費者契約法・国民生活センター法の改正、不当寄附勧誘防止法の成立及び施行(1)

図表Ⅱ-1-2-1

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の概要

現在被害を受けて
おられる方々

今後同様の被害を生じさせないための法制度の整備

○消費者契約法（民法の特例・・・あっせん、ADR、裁判の規範）

靈感等による告知を用いた勧誘に対する取消権

● 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- ① 当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、
- ② そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、
- ③ 又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げること。

取消権の行使期間の伸長

- ① 追認をすることができる時から3年（現行1年）
- ② 契約締結時から10年（現行5年）
- ③ 現行の取消権について時効が完成していないものにも適用

○独立行政法人国民生活センター法

（独）国民生活センターの役割強化

- 重要消費者紛争解決手続（ADR）の迅速化
→和解仲介・仲裁による救済の強化
- 事業者名の公表等
→再発防止等の取組を働きかけ
- 適格消費者団体への支援、ADR情報の提供（消費者契約法）
→地域における被害の予防・救済の実効性向上

令和4年度補正予算でもADRの対応能力を強化

↓
不法行為に基づく紛争であれば契約締結後20年まで被害回復が可能

施行日：令和5年1月5日（公布の日から起算して20日を経過した日）

(参考3) 消費者行政の展開 (靈感商法と法改正)

不当寄附勧誘防止法の成立及び施行

【寄附を勧誘する側】の規制

●法人等の寄附の勧誘に関する規制等

【配慮義務】

寄附の勧誘を行うに当たって、以下の点に十分に配慮しなければなりません。

①自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにする。②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにする。③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにする。



【禁止規定】

①寄附の勧誘に際し、以下の不当な勧誘行為で寄附者を困惑させてはいけません。

①不退去、②退去妨害、③勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行(★)、④威迫する言動を交え相談の連絡を妨害(★)、⑤恋愛感情等に乗じ関係の破綻を告知、⑥靈感等による知見を用いた告知



②借入れにより、又は現に居住している不動産若しくは生活の維持に欠くことのできない事業用の資産で事業の継続に欠くことのできないものの処分により、寄附のための資金を調達することを要求してはいけません(☆)。



【不当な勧誘により寄附した方や家族】の救済

●寄附の意思表示の取消し

●債権者代位権の行使に関する特例

扶養義務等に係る定期金債権(婚姻費用、養育費等)を有している家族は、本人の寄附の取消権等について、将来債権を保全するために債権者代位権を行使することができます。



違反に対する行政措置・罰則

これらの寄附の勧誘に関する規制に違反した場合には、行政上の措置や罰則の対象となる可能性があります(☆)。



寄附者等に対する支援等

国は、不当な勧誘による寄附者やその家族が上記の権利を適切に行使して被害回復等を図ることができるよう、法テラスと関係機関等の連携を図り、利用しやすい相談体制の整備に努めます。

消費者行政の展開（消費生活相談のデジタル化）

「Ⅴ 消費者行政を推進するための体制整備」
相談体制の強化、質の向上等を推進するとともに、社会のデジタル化等に対応するため、消費生活相談のデジタル化を推進

地方消費者行政強化作戦2020

令和2年4月
消費者庁

趣旨

- 第4期消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指し策定（対象期間は、令和2～6年度）
- 地方の自主性・自立性が十分発揮されることに留意しつつ、地方消費者行政の充実・強化のための交付金等を通じて、地方における計画的・安定的な取組を支援
- 毎年度、進捗状況の検証・評価を行うなど、PDCAによる進捗管理を徹底

政策目標 都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

＜政策目標1＞消費生活相談体制の強化

【消費生活センターの設置促進】

- 1-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上

＜政策目標2＞消費生活相談の質の向上

【消費生活相談員の配置・レベルアップの促進】

- 2-1 配置市区町村の都道府県内人口カバー率90%以上
- 2-2 相談員資格保有率75%以上
- 2-3 相談員の研修参加率100%（各年度）
- 2-4 指定消費生活相談員を配置（全都道府県）

＜政策目標3＞消費者教育の推進等

【若年者の消費者教育の推進】

- 3-1 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した全国での実践的な消費者教育の実施
- 3-2 若年者の消費者ホットライン188の認知度30%以上（全国）
- 3-3 若年者の消費生活センターの認知度75%以上（全国）

【地域における消費者教育推進体制の確保】

- 3-4 消費者教育コーディネーターの配置の推進（全都道府県、政令市）
- 3-5 消費者教育推進地域協議会の設置、消費者教育推進計画の策定（都道府県内の政令市及び中核市の対応済みの割合50%以上）

- 3-6 講習等（出前講座を含む）の実施市区町村割合75%以上

【SDGsへの取組】

- 3-7 エシカル消費の推進（全都道府県、政令市）
- 3-8 消費者志向経営の普及・推進（全都道府県）
- 3-9 食品ロス削減の取組の推進（全都道府県、政令市）

＜政策目標4＞高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

【消費者安全確保地域協議会の設置】

- 4-1 設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上

【地域の見守り活動の充実】

- 4-2 地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上
- 4-3 見守り活動を通じた消費者被害の未然防止、拡大防止

＜政策目標5＞特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実

＜政策目標6＞法執行体制の充実（全都道府県）

＜政策目標7＞地方における消費者政策推進のための体制強化

【地方版消費者基本計画】

- 7-1 地方版消費者基本計画の策定（全都道府県、政令市）

【消費者行政職員】

- 7-2 消費者行政職員の研修参加率80%以上（各年度）

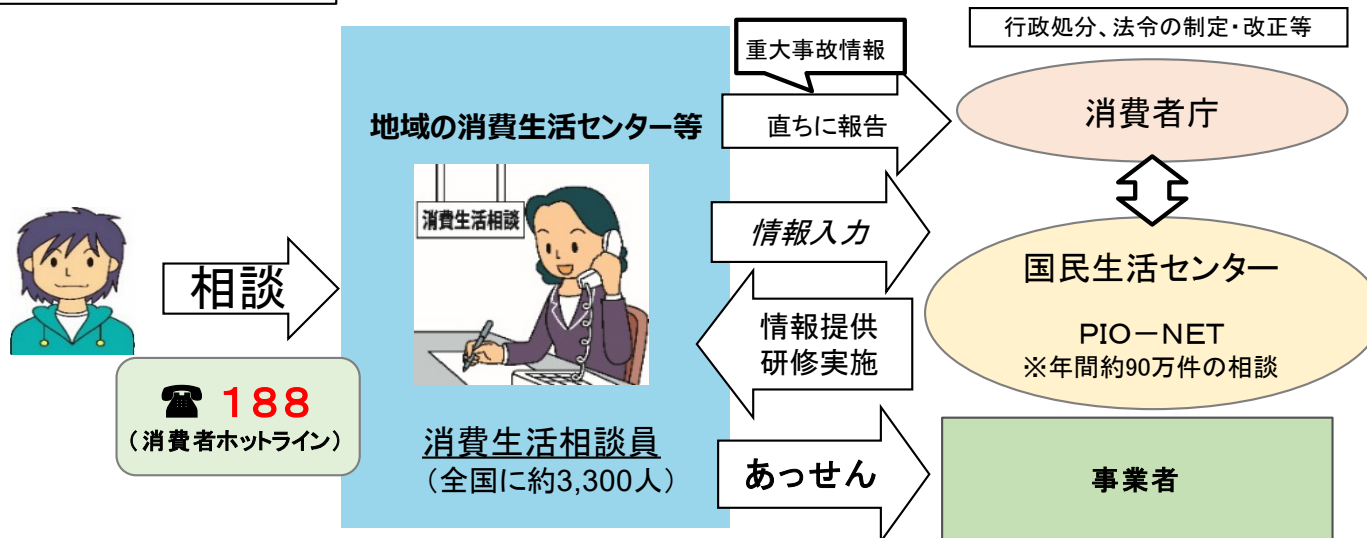
消費者行政の展開（消費生活相談のデジタル化）

消費者が相談しやすい環境の整備や、相談現場における負担軽減等の課題を克服するため、消費生活相談のデジタル化に向けた取組を実施しています。

消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン2023（2023年7月）

- ◆ 消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプランは、消費生活相談等について、目指す将来像とそれに向けた作業の進め方について、現時点における計画を示したもの。
- ◆ 引き続き、本プランに基づいて、関係者と協力しながら、細部を含めた検討、システム設計などを進め、DXを着実に推進していく。
- ◆ また、本プランは定期的に進捗状況を検討し、必要に応じ見直しを行うものとする。

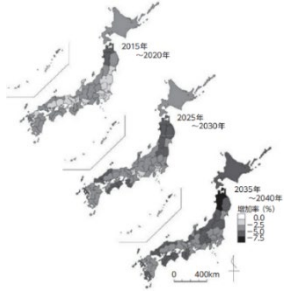
<消費生活相談のイメージ>



（注1）国民生活センター等の登録試験機関が実施する消費生活相談員資格試験の合格者又はそれと同等以上の専門知識・技術を持った者
（注2）全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談情報を収集するシステム

多面的な分析からのDXの方向性 2040年の未来像

人口、社会保障、地方行政



- 人口規模が小さい地方公共団体ほど人口減少率が高くなり、4割が単身世帯となる可能性がある。
- 地方で先行して更なる高齢化が進み、大都市圏でも当面、**高齢者人口数が大きく増加**する。
- 社会保障の担い手が減少し、社会保障の維持や財政健全化に対し影響が及ぶ。
- 地方行政では、**更に少ない職員での行政運営が必要になる**可能性がある。
- 社会保障に係る経費や老朽化した公共施設等の更新に要する費用の増大が想定される。

「平成27年版 厚生労働白書」、「自治体戦略2040構想研究会第8回事務局資料」、
「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018（平成30）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）よりPTが作成

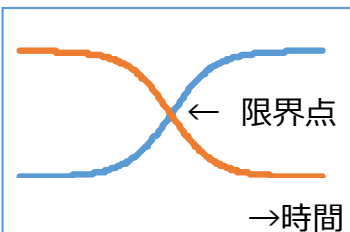
社会、技術、国際



- 人間らしさを再考し、多様性を認め共生する社会が目指される。
- リアルとバーチャルの調和が進んだ社会が目指される。
- 人間機能の維持とデジタルアシスタントとの融合による「個性」が拡張した社会が目指される。
- カスタマイズと全体最適化が共存し、人間らしく生き続けられる社会が目指される。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により、人の移動も停滞する中で、**国境を越えた交流による付加価値の追求は、デジタル分野に重心を移動**していくことが想定される。

「令和2年度版科学技術白書」、「通商白書2020」よりPT作成

消費生活相談



— 行政サービス — 行政需要

- 社会経済が一層高度化・複雑化、デジタル化し、既存の概念を超えた商品・サービスが増加する可能性がある。
- グローバル化が進み、国境を越えた消費が増加する可能性がある。
- 高齢化が更に進み、また消費者自身による解決が難しい問題が増加し、相談需要が高まる可能性がある。
- 消費生活相談業務に投入する人・もの・金が一層限られるおそれがある。

➡ 行政需要に対して、提供できる行政サービスが追い付かなくなるおそれ

消費生活相談のデジタル化について

課題



消費者

- 平日の昼間に電話する時間がない
- スマホで解決策を調べたい



相談員

- テレワークに対応できない
- 相談情報の入力に時間がかかる

行政

- 相談員の担い手がみつからない

➡さらに、デジタル化、高齢化、人口減少など、
将来の社会の変化も見据える必要

電話に加え、メール・SNS等による 相談受付を推進（実施中）

地方の消費生活センターにおけるメール・ウェブフォーム・SNSによるオンライン相談受付を推進。

- **22都道府県を含む約200自治体でデジタル対応**
（※）メール・ウェブフォーム・SNS含む約200の相談窓口を
消費者庁ウェブサイトで一覧掲載
- **地方消費者行政強化交付金の活用、SNS相談対応マニュアル**
の周知等により支援（消費者庁）
- 公式LINEやHP等において**情報を発信**（国セン）

PIO-NET刷新などDXを推進 （将来に向けた刷新）

消費者のことを第一に考える視点を軸に、相談員の働きやすさの向上なども進めながら、消費者被害の最小化に資する消費生活相談を目指す。

- FAQの充実、メール・SNS相談など、**多様な消費者のニーズに対応**
- 業務支援システム導入等による**相談員の負担軽減、業務の高度化**
- **相談データの分析強化・有効活用**（AI等の活用）
- **地域における体制強化**（自治体間の協力体制、災害時対応）
- **クラウド・サービスの活用** など

2021年度

- DXの方向性検討
- プロトタイプの試行

2022年度

- アクション・プラン2022
- プロトタイプ改良版の検証・深化
- コンテンツの先行整備

2023年度

- アクションプラン2023
- 新システム基盤の整備
- 業務基盤の整備
- コンテンツの先行整備

2024年度～

- 新システム基盤の整備
- 作成したコンテンツの新システムへの組入れ

消費者行政の展開（高齢者の消費者トラブル等の注意喚起）



独立行政法人
国民生活センター
NATIONAL CONSUMER AFFAIRS CENTER OF JAPAN

● 本文へ

● 採用情報

● English

● サイトマップ



検索

注目情報

相談事例

相談・紛争解決
／情報受付

研修・相談員資格
／研修施設

ライブラリ

当センターについて

現在の位置: [トップページ](#) > [注目情報](#) > 見守り情報（高齢者・障がい者・子ども・若者のトラブル防止）

見守り情報（高齢者・障がい者・子ども・若者のトラブル防止）

見守り新鮮情報 子ども・若者サポート情報



いま起きている「高齢者・障がい者」、「子ども・若者」に関わる悪質商法や製品による事故情報などをお知らせします。

イラストが入ったリーフレット版もありますので、トラブル防止のため、啓発用資料としてご自由にご活用ください。

また、これらの情報は、高齢者・障がい者本人や見守る方を対象としたメールマガジン「見守り新鮮情報」、子どもや子育てをする方および若者を対象とした「子ども・若者サポート情報」でもお届けしています。ぜひ、ご登録ください。

※リーフレット版のイラストのみの使用はご遠慮ください。

見守り新鮮情報

■ 新着情報

第462号

[電動のこぎり使用中の事故に注意](#)（2023年9月12日）

第461号

[旅行予約サイト 申し込み前によく確認](#)（2023年9月5日）

第460号

[健康食品で体調不良 医師などに相談しよう](#)（2023年8月22日）

第459号

見守り情報

<https://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>

メールマガジンの登録

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html

（備考）国民生活センター資料

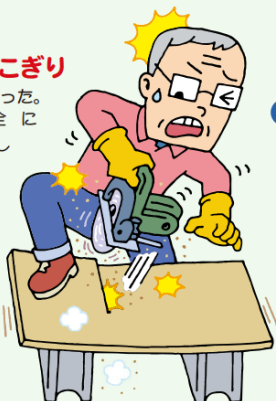
消費者行政の展開（高齢者の消費者被害事例）

見守り 新鮮情報

電動のこぎり 使用中の 事故に注意！

事例1

DIY中、**電動のこぎり**で左手の**指**を切った。親指は完全に**切断**され、人差し指もほとんど切断された状態となった。（80歳代）



©Kurosaki Gen

事例2

電動のこぎりを操作中、のこぎりが**跳ね上がった**際に、**右足**に負った。受診ところ、**骨折**していたことが分かった。（80歳代）

第462号

電動のこぎり使用中の事故に注意！（2023年9月12日）

ひとこと助言

●電動のこぎりは、使い方や対処法を誤ると、死亡や重傷な事故につながる場合があります。使用前には取扱説明書をよく読んでください。

見守り 新鮮情報

健康食品を購入し、数日食べたところ激しい**腹痛**と**下痢**を繰り返した。かかりつけ医に相談すると**健康食品**が**原因**ではないかと言われ、食べるのをやめると腹痛も下痢も治まった。販売店は「下痢を起こすような材料は入っていない。悪いものが身体から出ただけ」と言う。（70歳代）



©Kurosaki Gen

**健康食品で体調不良
医師などに相談しよう**

第460号
健康食品で体調不良
医師などに相談しよう（2023年8月22日）

見守り 新鮮情報

スマホのゲーム中に「宝くじに当選するよう導いていく」という広告が出て、アクセスすると**占いサイト**だった。**老後の生活が心配**で、家族のことも考え、宝くじに当たらないと思った。サイトから来るメールに言葉や数字のら列が書いてあり、それを一文字ずつ送り返すと**運氣が上がる**という。送信1回につき1,500円かかるが、指示通りに、一文字ずつ何回も送った。足の具合が悪くて**友人に会えない寂しさ**もあり楽しかった。「もう少しで**当たる**」や「**運氣が上がる**」という**言葉を信じ**、コンビニ決済やクレジットカードなどで、**約400万円**支払ってしまった。（70歳代）



©Kurosaki Gen

**いつの間にか高額に...
占いサイトに気を付けて！**

第459号
いつの間にか高額に...
占いサイトに気を付けて！
（2023年8月8日）

図表Ⅱ-1-5-3

悪質商法の具体的手口や手法に関するチラシ



ご清聴ありがとうございました